

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）新旧対照表（案）

現 行	改正案
<p>Ⅱ-4-2-2 保険契約の募集上の留意点</p> <p>(2) 法第 294 条、第 300 条の 2 関係（情報提供義務）</p> <p>① 保険募集人が顧客に対して明らかにする氏名に係る態勢整備関係</p> <p>法第 294 条第 3 項及び規則第 227 条の 2 第 8 項第 1 号に規定する保険募集人が顧客に対して明らかにする氏名について、<u>旧姓</u>を使用する場合は、保険会社において、保険募集人として登録・届出を行っている氏名と顧客に対して明らかにする氏名を適切に管理する態勢を整備した上で、<u>旧姓</u>を使用することができる。</p> <p>(3) 法第 294 条の 2 関係（意向の把握・確認義務）</p> <p>④ 意向把握・確認義務に係る体制整備関係</p> <p>イ. 意向確認に係る体制整備</p> <p>規則第 53 条の 7 第 1 項及び規則第 227 条の 7 に規定する措置に関し、保険会社又は保険募集人において、契約の申込みを行おうとする保険商品が顧客の意向に合致した内容であることを顧客が確認する機会を確保し、顧客が保険商品を適切に選択・購入することを可能とするため、適切な遂行を確認できる措置を講じているか。Ⅱ-4-2-2(3)①ア. からウ. 又はこれと同等の方法を用いる場合においては、以下の措置を講じているか。</p> <p>(注) 規則第 227 条の 2 第 2 項に定める団体保険に</p>	<p>Ⅱ-4-2-2 保険契約の募集上の留意点</p> <p>(2) 法第 294 条、第 300 条の 2 関係（情報提供義務）</p> <p>① 保険募集人が顧客に対して明らかにする氏名に係る態勢整備関係</p> <p>法第 294 条第 3 項及び規則第 227 条の 2 第 8 項第 1 号に規定する保険募集人が顧客に対して明らかにする氏名について、<u>旧氏（保険業法施行規則第 214 条第 1 項第 4 号に規定する「旧氏」をいう。以下同じ。）</u>を使用する場合は、保険会社において、保険募集人として登録・届出を行っている氏名と顧客に対して明らかにする氏名を適切に管理する態勢を整備した上で、<u>旧氏</u>を使用することができる。</p> <p>(3) 法第 294 条の 2 関係（意向の把握・確認義務）</p> <p>④ 意向把握・確認義務に係る体制整備関係</p> <p>イ. 意向確認に係る体制整備</p> <p>規則第 53 条の 7 第 1 項及び規則第 227 条の 7 に規定する措置に関し、保険会社又は保険募集人において、契約の申込みを行おうとする保険商品が顧客の意向に合致した内容であることを顧客が確認する機会を確保し、顧客が保険商品を適切に選択・購入することを可能とするため、適切な遂行を確認できる措置を講じているか。Ⅱ-4-2-2(3)①ア. からウ. 又はこれと同等の方法を用いる場合においては、以下の措置を講じているか。</p> <p>(注) 規則第 227 条の 2 第 2 項に定める団体保険に</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）新旧対照表（案）

現 行	改正案
<p>ついて、保険契約者である団体が被保険者となる者に対して加入勧奨を行う場合は、保険商品が被保険者の意向に合致した内容であることを確認する機会を確保するため、以下の(ア)から(サ)までのような体制整備と同程度の措置を講じるものとする。</p> <p>(イ) 意向確認書面の記載事項 意向確認書面には、以下の事項が記載されているか。</p> <p>a. 顧客の意向に関する情報</p> <p>b. 保険契約の内容が当該意向とどのように対応しているか。</p> <p>c. その他顧客の意向に関して特に記載すべき事項 例えば、特記事項欄等を設け、以下のような情報を記載することが考えられる。</p> <p>(a) 当該保険契約の内容では顧客の意向を全部又は一部満たさない場合はその旨</p> <p>(b) 特に顧客から強く要望する意向があった場合や個別性の強い意向を顧客が有する場合はその意向に関する情報</p> <p>(c) 当該保険契約の内容が顧客の意向に合致することを確認するために最低限必要な情報が提供されなかった場合はその旨</p> <p>d. 保険募集人の氏名・名称 顧客に対して当該書面の作成責任者を明ら</p>	<p>ついて、保険契約者である団体が被保険者となる者に対して加入勧奨を行う場合は、保険商品が被保険者の意向に合致した内容であることを確認する機会を確保するため、以下の(ア)から(サ)までのような体制整備と同程度の措置を講じるものとする。</p> <p>(イ) 意向確認書面の記載事項 意向確認書面には、以下の事項が記載されているか。</p> <p>a. 顧客の意向に関する情報</p> <p>b. 保険契約の内容が当該意向とどのように対応しているか。</p> <p>c. その他顧客の意向に関して特に記載すべき事項 例えば、特記事項欄等を設け、以下のような情報を記載することが考えられる。</p> <p>(a) 当該保険契約の内容では顧客の意向を全部又は一部満たさない場合はその旨</p> <p>(b) 特に顧客から強く要望する意向があった場合や個別性の強い意向を顧客が有する場合はその意向に関する情報</p> <p>(c) 当該保険契約の内容が顧客の意向に合致することを確認するために最低限必要な情報が提供されなかった場合はその旨</p> <p>d. 保険募集人の氏名・名称 顧客に対して当該書面の作成責任者を明ら</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）新旧対照表（案）

現 行	改正案
<p>かにするために記載されているか。</p> <p>なお、保険募集人が<u>旧姓</u>を使用する場合には、保険会社において、保険募集人として登録・届出を行っている氏名と顧客に対して明らかにする氏名を適切に管理する態勢を整備する必要がある。</p> <p>Ⅲ－1－10 保険会社等が提出する申請書等における記載上の留意点</p> <p>保険会社又は保険持株会社が提出する申請書等において、役員等又は保険計理人の氏名を記載する際には、<u>婚姻により氏を改めた者</u>においては、<u>婚姻前の氏名</u>を括弧書で併せて記載することができることに留意する。</p> <p>なお、<u>別紙様式集各様式における役員等の氏名の記載欄について、既に婚姻前の氏名を併記した別の書類を提出している場合には、当該書類以外の様式を含め、婚姻前の氏名のみを記載</u>することができることに留意する。</p> <p>Ⅲ－2 保険業法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－2－1 特定保険募集人の登録等事務</p> <p>特定保険募集人の登録事務にあたっては、以下の点に留意して、行うこととする。</p>	<p>かにするために記載されているか。</p> <p>なお、保険募集人が<u>旧氏</u>を使用する場合には、保険会社において、保険募集人として登録・届出を行っている氏名と顧客に対して明らかにする氏名を適切に管理する態勢を整備する必要がある。</p> <p>Ⅲ－1－10 保険会社等が提出する申請書等における記載上の留意点</p> <p>保険会社、<u>保険持株会社、保険募集人又は保険仲立人</u>が提出する申請書等において、役員等又は保険計理人の氏名を記載する際には、氏を改めた者においては、<u>旧氏及び名</u>を括弧書で併せて記載することができることに留意する。</p> <p>なお、<u>免許申請書等又は役員等の選退任の届出書等に、既に旧氏及び名を併せて記載して提出している場合には、当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、当該書類以外の様式を含め、当該旧氏及び名のみを記載</u>することができることに留意する。</p> <p>Ⅲ－2 保険業法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－2－1 特定保険募集人の登録等事務</p> <p>特定保険募集人の登録事務にあたっては、以下の点に留意して、行うこととする。</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）新旧対照表（案）

現 行	改正案
<p>なお、少額短期保険募集人については、「保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）」（少額短期保険業者向けの監督指針）Ⅲ－2－4（少額短期保険募集人の登録事務）によるものとする。</p> <p>(1) 特定保険募集人の登録（法第 276 条関係）</p> <p>①～⑤ （略）</p> <p>⑥ 登録申請書の添付書類</p> <p>登録申請書の添付書類については、法第 277 条第 2 項各号及び規則第 214 条第 1 項各号に規定する以下の書類が添付されているか。</p> <p>なお、添付書類の取扱いについては、法第 284 条の規定に基づく代理申請にあつては、原則として提示をもって足りることとし、提示後、代申会社等において常に提出できる状態で保管させるものとする。</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>エ. 規則第 214 条第 1 項第 2 号に規定する「これらに代わる書類」とは、商業登記簿謄本・抄本等をいう。</p> <p>（注 1） 定款等は、原則として生命保険募集人の登録にあつては、生命保険募集に係る業務を営むことができる旨、損害保険代理店の登録にあつては、損害保険代理業を営むことができる旨の記載があるものでなければならない。</p> <p>（注 2） 定款等は、原本と相違ない旨の記載があるものであれば、原本の写しで差し支えない。</p> <p>（新設）</p>	<p>なお、少額短期保険募集人については、「保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）」（少額短期保険業者向けの監督指針）Ⅲ－2－4（少額短期保険募集人の登録事務）によるものとする。</p> <p>(1) 特定保険募集人の登録（法第 276 条関係）</p> <p>①～⑤ （略）</p> <p>⑥ 登録申請書の添付書類</p> <p>登録申請書の添付書類については、法第 277 条第 2 項各号及び規則第 214 条第 1 項各号に規定する以下の書類が添付されているか。</p> <p>なお、添付書類の取扱いについては、法第 284 条の規定に基づく代理申請にあつては、原則として提示をもって足りることとし、提示後、代申会社等において常に提出できる状態で保管させるものとする。</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>エ. 規則第 214 条第 1 項第 2 号に規定する「これらに代わる書類」とは、商業登記簿謄本・抄本等をいう。</p> <p>（注 1） 定款等は、原則として生命保険募集人の登録にあつては、生命保険募集に係る業務を営むことができる旨、損害保険代理店の登録にあつては、損害保険代理業を営むことができる旨の記載があるものでなければならない。</p> <p>（注 2） 定款等は、原本と相違ない旨の記載があるものであれば、原本の写しで差し支えない。</p> <p><u>（注 3） 登録申請書の代表者の氏名に旧氏及び名を括弧書きで併せて記載する場合は、規則第 214 条第 1 項</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）新旧対照表（案）

現 行	改正案
<p>オ. 規則第 214 条第 1 項第 3 号イに規定する「これに代わる書類」とは以下の書類を、ロに規定する「これらに代わる書類」とは、商業登記簿謄本・抄本等をいう。</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 有効期限内の以下の書類の写し 運転免許証、健康保険証、福祉手帳（精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、療育手帳等）、年金手帳、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード、在留カード又は特別永住者証明書</p> <p>(注) 定款は、原本と相違ない旨の記載があるものであれば、原本の写しで差し支えない。</p> <p>(新設)</p> <p>⑦～⑩ (略)</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>V 保険仲立人関係 V-1-3 登録申請書の添付書類 規則第 219 条に規定する登録申請書の添付書類の内容は、以下のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p><u>第 4 号に規定する「当該旧氏及び名を証する書類」を添付するものとする（登録申請を別途行っている代表者を除く）。</u></p> <p>オ. 規則第 214 条第 1 項第 3 号イに規定する「これに代わる書類」とは以下の書類を、ロに規定する「これらに代わる書類」とは、商業登記簿謄本・抄本等をいう。</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 有効期限内の以下の書類の写し 運転免許証、健康保険証、福祉手帳（精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、療育手帳等）、年金手帳、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード、<u>在留カード又は特別永住者証明書、マイナンバーカード</u></p> <p>(注) 定款は、原本と相違ない旨の記載があるものであれば、原本の写しで差し支えない。</p> <p><u>カ. 規則第 214 条第 1 項第 4 号に規定する「当該旧氏及び名を証する書類」とは戸籍謄本、抄本等をいう。</u></p> <p>⑦～⑩ (略)</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>V 保険仲立人関係 V-1-3 登録申請書の添付書類 規則第 219 条に規定する登録申請書の添付書類の内容は、以下のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）新旧対照表（案）

現 行	改正案
<p>(3) 代替書類</p> <p>規則第 219 条第 1 項第 2 号に規定する「これらに代わる書面」及び同条同項第 3 号に規定する「これに代わる書面」とは以下の書面をいう。なお、申請者が法人でない社団又は財団であるときは、これに準ずるものを含むものとする。</p> <p>① 法人の場合の定款又は登記事項証明書（以下、V-1 において「定款等」という。）に代わる書面とは、商業登記簿謄本・抄本等をいうものとする。</p> <p>定款等又はこれに代わる書面は、保険仲立人の業務を営むことができる旨規定されているものとする。</p> <p>定款等又はこれに代わる書面は、原本と相違ない旨の記載があれば、その写しで差し支えないものとする。<u>ただし、原本と相違ないことの確認のため、申請者が署名・捺印を行うこととする。</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>② 個人の場合の住民票抄本に代わる書面とは、住民票記載事項証明書、在留カード又は特別永住者証明書をいうものとする。</p>	<p>(3) 代替書類</p> <p>規則第 219 条第 1 項第 2 号に規定する「これらに代わる書類」及び同条同項第 3 号イに規定する「これに代わる書類」等とは以下の書類をいう。なお、申請者が法人でない社団又は財団であるときは、これに準ずるものを含むものとする。</p> <p>① 法人の場合の定款又は登記事項証明書（以下、V-1 において「定款等」という。）に代わる書面とは、商業登記簿謄本・抄本等をいうものとする。</p> <p>定款等又はこれに代わる書面は、保険仲立人の業務を営むことができる旨規定されているものとする。</p> <p>定款等又はこれに代わる書面は、原本と相違ない旨の記載があれば、その写しで差し支えないものとする。</p> <p><u>（注）登録申請書の代表者の氏名に旧氏及び名を括弧書きで併せて記載する場合は、規則第 219 条第 1 項第 3 号ロに規定する「当該旧氏及び名を証する書類」を添付するものとする（登録申請を別途行っている代表者を除く）。</u></p> <p>② 個人の場合の住民票抄本に代わる書面とは、住民票記載事項証明書、在留カード又は特別永住者証明書、<u>マイナンバーカード</u>をいうものとする。</p> <p>③ <u>規則第 219 条第 1 項第 3 号ロに規定する「当該旧氏及び名を証する書類」とは戸籍謄本、抄本等をいう。</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）新旧対照表（案）

現 行	改正案
<p>V-1-12 役員又は使用人の届出書の記載要領</p> <p>規則別紙様式第 25 号に規定する役員又は使用人の届出書の記載要領は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 「年月日」 保険仲立人登録と同時の場合は登録申請書の日付を記載する。登録日と異なる場合は管轄財務局長等に提出した日とし、届出書を郵送する場合は発送日の翌日とする。</p> <p>(2) 「登録番号」 保険仲立人登録と同時の場合は、記載不要とする。</p> <p>(3) 「商号、名称又は氏名」 法人は商号又は名称を「商号又は名称」欄に記載し、個人は氏名を「氏名」欄に記載する。</p> <p>(4) 「氏名」 届出事由が生じた者の氏名を記載する。</p> <p>(5) 「生年月日」 届出事由が生じた者の生年月日を記載する。</p> <p>(6) 「事由発生年月日」 届出事由が「新規」の場合は登録日、「追加」の場合は財務局等届出日、「廃止」又は「改姓」の場合は事由発生日を記載する。</p> <p>(7) 「事由」 該当する事由に○印を付す。</p> <p>(8) 「備考」</p> <p>① 改姓の場合は、旧姓を記載する。</p> <p>② 当該役員・使用人の所属事務所の名称及び取り扱うこ</p>	<p>V-1-12 役員又は使用人の届出書の記載要領</p> <p>規則別紙様式第 25 号に規定する役員又は使用人の届出書の記載要領は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 「年月日」 保険仲立人登録と同時の場合は登録申請書の日付を記載する。登録日と異なる場合は管轄財務局長等に提出した日とし、届出書を郵送する場合は発送日の翌日とする。</p> <p>(2) 「登録番号」 保険仲立人登録と同時の場合は、記載不要とする。</p> <p>(3) 「商号、名称又は氏名」 法人は商号又は名称を「商号又は名称」欄に記載し、個人は氏名を「氏名」欄に記載する。</p> <p>(4) 「氏名」 届出事由が生じた者の氏名を記載する。</p> <p>(5) 「生年月日」 届出事由が生じた者の生年月日を記載する。</p> <p>(6) 「事由発生年月日」 届出事由が「新規」の場合は登録日、「追加」の場合は財務局等届出日、「廃止」又は「改氏」の場合は事由発生日を記載する。</p> <p>(7) 「事由」 該当する事由に○印を付す。</p> <p>(8) 「備考」</p> <p>① 改氏の場合は、改氏前の氏を記載する。</p> <p>② 当該役員・使用人の所属事務所の名称及び取り扱うこ</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）新旧対照表（案）

現 行	改正案
とのできる保険契約の種類を記載する。	とのできる保険契約の種類を記載する。

保険会社向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編）改正文（案）

第一条 次に掲げる様式中「印」を削る。

- 一 保険会社関係 別紙様式 1、2、3、4、5、6、6の3、7、8、9、10、11、12、13から19まで、20から26まで、27から30まで、32から47まで、48から50まで、51、52から56まで、57から64まで、71、73、75及び76
- 二 保険持株会社関係 別紙様式 1、2、3、4から11まで、12、13及び15から24まで
- 三 保険仲立人関係 別紙様式 1、5、6、8、9、12から15まで、18、19、21及び24
- 四 保険主要株主関係 別紙様式 1から11まで
- 五 様式Ⅱ-3-10-3 (3)

第二条 次に掲げる様式中「代表者名 印」を「代表者名」に改める。

- 一 保険会社関係 別紙様式 31から31の4まで
- 二 保険持株会社関係 別紙様式 14から14の4まで

第三条 次に掲げる様式中「及び印」及び「印」を削る。

- 一 保険会社関係 別紙様式 70

第四条 様式Ⅲ-2-1 別紙 1 中「氏名・印」を「氏名」に、「記名し押印する」を「記名する」に改め、「本欄は、本人による自署(記名押印でも可)とする。」を削る。

第五条 様式Ⅲ-2-2 別紙 1 中「氏名・印」を「氏名」に、「記載した上、確認印を押印する」を「記載する」に改め、「氏名は申請者本人の自筆とする。」を削る。